

＜資格証明書交付に係る運用基準＞

（１）交付に係る留意点

資格証明書交付の趣旨は、被保険者間の公平を保つために設けられているものであり、負担能力があるにもかかわらず保険料を滞納している者を対象に、その交付時や給付申請の際に折衝の機会を増やし、保険料の納付につなげることを目的として交付するものである。

しかしながら、その交付については、重大な処分となることから、機械的な運用により被保険者が医療を受ける機会が損なわれることがないように慎重に対応していかなければならず、適切な保険料収納により交付に至らないよう、滞納の初期から以下のようなきめ細かな収納対策を効果的に行い、収納の確保に努めること。

- ① 文書による催告のみではなく、電話や面接（訪問）による催告、納付相談を実施すること。
- ② 納め忘れを防止するため、納付書払いから口座振替への切替を推進すること。
- ③ 分割納付、徴収猶予等の活用を含め、被保険者とともに、その生活状況等に応じた納付計画を作成し、適切な収納に結びつけること。
- ④ 被保険者の生活状況を十分に把握したうえで、保険料を減免する又は生活保護担当部局へつなぐこと。
- ⑤ 十分な収入、資産等があるにもかかわらず、保険料を納めない悪質な被保険者については、滞納処分を積極的に行うこと。
- ⑥ 保険料を滞納している被保険者との接触機会を増やすため、短期証の交付を繰り返し行うこと。

（２）交付の対象となる者

一般証及び短期証の更新日において、保険料の納期限から1年間が経過するまでの間に当該保険料を納付しない者のうち、次のいずれかに該当するものとする。

- ① 納付相談又は納付指導に一向に応じようとしない者
- ② 納付相談又は納付指導の結果、所得及び資産を勘案すると十分な負担能力があると認められる者
- ③ 納付相談又は納付指導において取り決めた保険料の納付方法に誠意をもって履行しようとしない者
- ④ 滞納処分を行おうとすると意図的に差押財産の名義変更を行うなど滞納処分を免れ、又は免れようとする者

（３）交付対象から除外する者

ア 前記（２）の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は、資格証明書の交付対象外とする。

- ① 高齢者の医療の確保に関する法律施行令（以下「施行令」という。）第4条に規定する、次に掲げる特別の事情により保険料を納付することができないと認められる者
 - ・ 保険料を滞納している被保険者又はその属する世帯の世帯主（以下「滞納被保険者等」という。）がその財産につき災害を受け、又は盗難にかかったこと。
 - ・ 滞納被保険者等又はその者と生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したこと。
 - ・ 滞納被保険者等がその事業を廃止し、又は休止したこと。
 - ・ 滞納被保険者等がその事業につき著しい損失を受けたこと。
 - ・ 前各号に類する事由があったこと。
- ② 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の規定による医療等を受けすることができる者
- ③ 市町村医療費助成制度による医療助成又は北海道単独の公費負担制度による医療助成を受けすることができる者
- ④ 前3号に掲げるもののほか、広域連合長が特に必要と認める者
- イ 前記ア①の施行令第4条に規定する特別の事情の取扱いについては、国税通則法（昭和37年法律第66号）第46条に規定する納税の猶予の要件等に係る基本通達の例に準ずることとするほか、次に掲げる事由とする。
 - ① 入院若しくは継続的な通院等により診療等を受けている、又は受ける予定のある者で、その収入、生活状況、診療等の内容を勘案し、資格証明書を交付した場合、医療費の全額を一時的に負担することが困難となり、必要な医療を受ける機会が損なわれるおそれがあると認められること。
 - ② 生活困窮により、生活費に補填するための借入金（資産形成に係わるものを除く。）があり、これを返済していること。
 - ③ 債務保証その他これに類する返済により、生活困窮と認められること。
 - ④ 恒常的生活困窮と認められること。
 - ⑤ 失業等により、収入が著しく減少したこと。
- ウ 次のいずれかに該当する者については、ア①の施行令第4条に規定する特別の事情があると認められるものとする。ただし、納付相談や納付指導に一向に応じようとしないなど特に悪質な滞納者についてはこの限りではない。
 - ① 被保険者均等割の軽減世帯に属する者
 - ② 所得割の軽減の適用を受ける者
 - ③ 高額療養費の低所得者Ⅰ又はⅡの区分に該当する者
 - ④ 保険料の減免又は徴収猶予の適用を受ける者
- エ 前記イ、ウに掲げる規定により特別の事情があると認められるか否かについては、滞納者の現在の収入、生活状況等を個々に具体的に把握したうえで、滞納者が賦課されている保険料を現に負担する能力があるか否かという観点から判断するものとする。

(4) 交付措置の解除要件

ア 滞納している保険料が完納されたときは、資格証明書交付措置を解除し、一般証を交付する。

イ 次のいずれかに該当した場合は、資格証明書交付措置を解除し、短期証を交付する。

- ① 滞納している保険料額の2分の1以上を納付し、今後納付計画に従って納付が履行されると見込まれるとき。
- ② 施行令第4条に規定する、次に掲げる特別の事情により保険料を納付することができないと認められるとき。
 - ・ 滞納被保険者等がその財産につき災害を受け、又は盗難にかかったこと。
 - ・ 滞納被保険者等又はその者と生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したこと。
 - ・ 滞納被保険者等がその事業を廃止し、又は休止したこと。
 - ・ 滞納被保険者等がその事業につき著しい損失を受けたこと。
 - ・ 前各号に類する事由があったこと。
- ③ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の規定による医療等を受けることができる者となったとき。
- ④ 市町村医療費助成制度による医療助成又は北海道単独の公費負担制度による医療助成を受けることができる者となったとき。
- ⑤ 前各号に掲げるもののほか、広域連合長が特に必要と認めるとき。